青森競輪事業の現状

平成25年10月 青森市企画財政部 競輪事業所

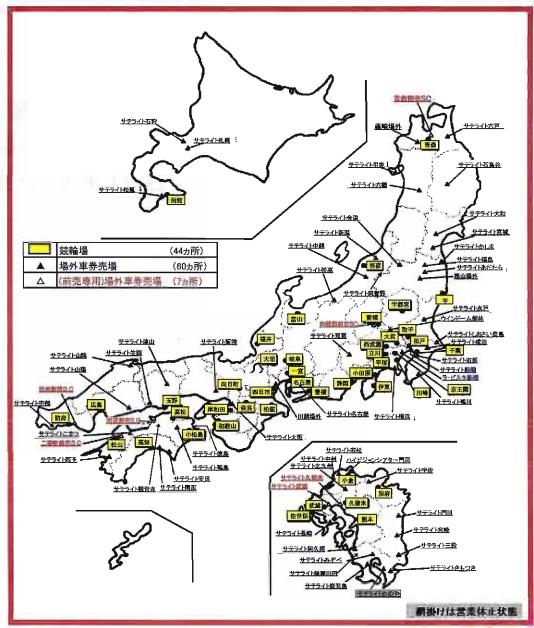
競輪事業の目的

- ◆ 競輪事業は、自転車競技法(昭和 23年法律第209号)に基づき、
- ①自転車その他機械工業の振興
- ②体育、社会福祉など公益の増進
- ③地方財政の健全化

を目的として、都道府県・市町村が 実施。

- ◆ 平成25年6月現在、46地方公共 団体が、44ヵ所の競輪場にて実施。
- ◆ なお、場外車券売場数は67ヵ所 (うち、前売専用は7ヵ所)

*67ヵ所=(営業中)66ヵ所+(休止)1ヵ所



競輪の実施(車券発売)=本来は「賭博罪」にあたる行為



- ◆ 売上の一部を「補助事業」という形で広く社会還元を行うことを 前提に、地方公共団体に限って例外的に競輪を実施すること が認められている。
- ◆ 地方公共団体から納められる交付金は、広く社会還元を行う ための原資となっており、これによって、競輪を実施する法的正 当性が維持されている。
- ◆ 地方公共団体が行う、競艇、競輪、地方競馬、オートレースは、 法律、制度ともに同様の仕組みとなっている。
- ◆ しかし、中央競馬は、かつて国が行っていたが、現在は特殊 法人が行っており、国庫納付(畜産振興、社会福祉)による社 会還元を行っている。

青森競輪の施設概要



竣工	昭和57年10月30日 敷地面積 220,000㎡		
所在地	青森市新城平岡 (青森駅から車で30分)(新青森駅から車で12分)		
収容人員 【H24入場者数】 年間: 185,664人	総収容人員 6,106人 一般観覧席 メインスタント*2,919席/北側スタント*1,576席 特別観覧席 746席 駐車場 3,935台		
発売払戻	有人94窓/自動機18台		
その他	選手管理棟(宿泊可能184名、49室)、オーロラビジョン1台 場内テレビ、食堂、案内所・休憩所・手荷物預かり所 等		



	竣工	昭和57年11月25日 敷地面積 43,047㎡	
ľ	所在地	藤崎町藤越東一本木 (JR奥羽本線川部駅から徒歩15分)	
	収容人員 [H24入場者数] 年間:366,010人	総収容人員 2,813人 一般観覧席 972席/特別観覧席 57席 駐車場 1,702台(借上)	
	発売払戻	有人39窓 /自動機17台	
	その他	9面マルチシステム2台、場内テレビ、食堂、案内所 等 地元対策として、藤崎町に年間27,000千円(定額)を納付。	



竣工	昭和61年10月9日 敷地面積 205㎡
所在地	青森市安方一丁目(青森駅から徒歩3分)
収容人員 【H24入場者数】 年間: 265,129人	総収容人員 70人 (非滞留型) 駐車場34台(借上)
発売払戻	有人5窓/自動機3台
その他	地元対策として2階を地区集会所として使用

施設名	H23利用者数
アウガ	約4,771,000人
(うち市民図書館)	(約616,000人)
観光物産館アスパム ※	約1,148,000人
道の駅なみおかアップルヒル※	約724,000人
青森県立美術館 ※	約342,000人
三内丸山遺跡 ※	約325,000人
文化会館	約348,000人
浅虫水族館 ※	約305,000人
八甲田ロープウェイ ※	約253,000人
メモリアルシップ八甲田丸 ※	約99,000人

※: 青森県観光入込客統計(1月~12月)、それ以外は年度集計(4月~3月)。



5 青森競輪の歴史(主なもの)

S25年1月	競輪場設置の許可を受ける。(全国で46番目) 同年2月、競輪施行者の指定を受ける。	
25年6月	第1回市営青森競輪開催。(現合浦公園)	
28年4月	弘前場外車券売場開設。(弘前市徳田町) 同年8月、五所川原場外車券売場開設。(五所川原市旭町)(同年11月、専用電話不許可により、青森市へ移転のため閉鎖)	
29年4月	青森場外車券売場開設。(青森駅前)	
30年8月	青森場外車券売場が八戸市へ移転。(当分休止)	
47年3月	弘前市から移転要求を受け、弘前場外車券売場を廃止。同年9月、藤崎場外車券売場を開設。	
51年6月	競輪場移転予定地、新城財産区有地の譲与を受ける。	
57年10月		
58年4月	競輪場・藤崎場外車券売場 新築オープン現在に至る。	
61年10月	安方前売サービスセンター開設。	
63年7月	特別競輪「全日本選抜競輪」を初めて開催。 (以降、H2年、5年、7年、10年に開催)	
H 5年11月	年間売上額508億円となる。(青森競輪史上最高)	
13年7月	特別競輪「寛仁親王牌 世界選手権記念トーナメント」を初めて開催。(以降、H17年、21年に関催)	
19年4月	民間事業者に競輪開催業務全般を包括委託。	
24年3月	青森競輪の今後のあり方が"当面存続"の結論。	
24年10月	ミッドナイト競輪開催、屋外型の競輪場では全国初。	

まんが伝記「戦災復興に心血注いだ初代民選市長・横山實」(抜粋)



移転前の青森競輪場(合浦公園)

全景1



全景2



レ―スの模様と 観客席



ゴール前



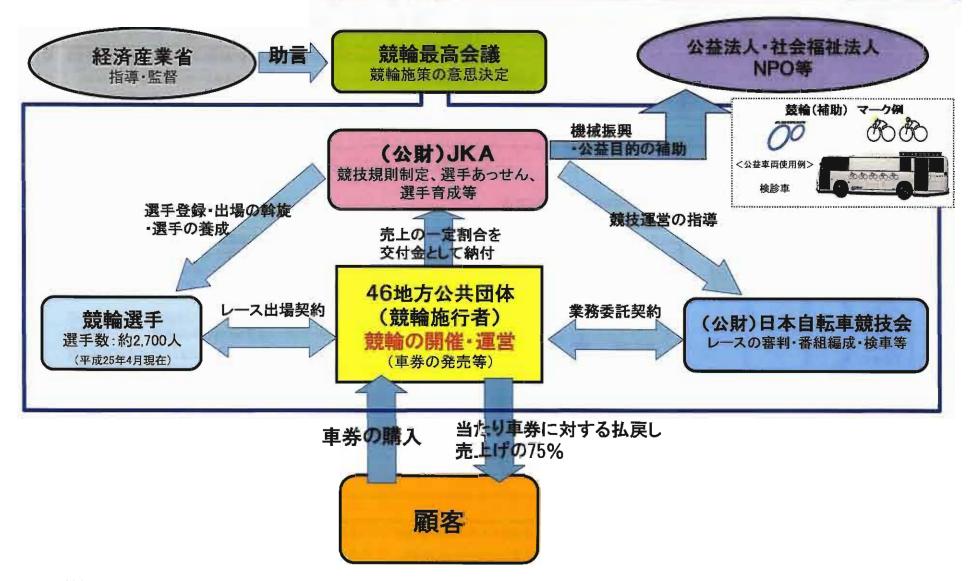
当時の発券機



当時の車券



競輪事業の運営体制(平成25年4月現在)



(注)競輪施行者間でも車券発売委託を行っている。また、H25年4月現在で、函館市、青森市、埼玉県、松戸市、千葉市、富山市、静岡市、豊橋市、四日市市、岸和田市、高知市、北九州市、佐世保市は民間事業者に開催業務全般について包括委託を行っている。

「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」の概要

趣旨

競輪及びオートレースの売上額の継続的な減少による施行者(自治体)の収支の悪化及び競輪に関する事業仕分け(平成22年5月)の指摘(注1)を踏まえ、交付金制度の改革を行うとともに、事業規制の大幅な見直しを通じて施行者の事業運営の自主性及び自由度を高めるなど、競輪等の事業運営及び経営の改善に資するための制度改正を行う。

(注1)①特定交付金遺付制度を廃止し、交付金率を引き下げること、②利益ベースによる交付金納付

措置事項の概要

1. 交付金制度改革

(1)特定交付金還付制度の廃止

現行の特定交付金還付制度(平成24年3月31日までの時限措置)は延長せず、廃止する。

(2)交付金率の引下げ

施行者から振興法人((財)JKA)に対する交付金負担が実質的に軽減されるように、交付金率の引下げを行う。

○競輪: 実質約2.1%(改正前)→約1.9%(改正後)○オートレース: 実質約2.4%(改正前)→約2.2%(改正後)

(3)赤字施行者が1号・2号交付金を実質的に負担しない制度の導入

施行者は、収支決算において赤字(交付金納付後の営業活動収支ベース)が確定した場合、既に納付した1号・2号交付金(注2)の額を限度として、当該赤字相当額の交付金の還付を受けることができるものとする。

(注2)1号交付金:機械振興目的に活用、2号交付金:公益増進目的に活用

交付金制度改革 (競輪) 赤字施行者が1号・2号交入 交付金率 実質的な交付金率 十 付金を実質的に負担しない 約1.9% 売上額の約2.1% 赤字施行者 黑字施行者 施行者(自治体) (自治体) (自治体) 決算確定 還付 後、1号・ 約1.0% 交付 交付 交付 2号交付 約1,9% 約1.9% 平成24年3 約3.1% 金の全部 月31日まで 又は一部 の時限措置 を遺付 振興法人(JKA) 振興法人(JKA) ※3号交付金は、競輪・オートレース運営のために 必要な経費のため、還付の対象としない。

改正前(平成24年3月31日まで)

改正後(平成24年4月1日以降)

2. 事業規制の大幅な見直し

(1)的中者に対する払戻率の範囲拡大(75%から70%への下限率引下げ)

勝者投票及び勝車投票の的中者に対する払戻率の下限を現行の75%から70%に引き下げ、施行者の自主的判断により払戻率を設定できる範囲を拡大する。

(2) 開催回数・開催日程の規制の廃止

①年間開催回数の下限規制(注3)、②開催の日取り調整に関する経済産業大臣の指示権限を廃止し、施行者の事業運営の自由度を高める。

(注3)「1競輪場・1オートレース場当たりの年間開催回数」及び「1施行者当たりの年間開催回数」の下限規制

3. 競輪・オートレース活性化のための関係者の連携の促進

関係者(施行者、振興法人、選手その他の関係者)は連携・共同して、競輪・オートレースの活性化に資する方策を検討・実施するように努めるものとする。また、 経済産業大臣は必要に応じ、かかる検討・実施に関し助賞を行うことができるものとする。